井原市一般廃棄物処理実施計画

令和８年３月

井　　原　　市

１．実施計画の目的

「井原市一般廃棄物処理実施計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と、平成３０年３月に策定された「井原市第２次一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、各年度ごとに策定するものです。

２．計画の期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

３．計画目標

１．　ごみ処理の目標

「井原市第２次一般廃棄物処理基本計画」での数値目標は、計画目標年度（令和９年度）において、排出抑制目標をごみ排出原単位：730ｇ、再生利用目標をリサイクル率：25.6%、最終処分目標を最終処分量：507ｔとしています。

令和８年度の計画数値目標は下記のとおりです。

	指標	平成 28 年度	令和 8 年度	計画目標年度 令和 9 年度
排出抑制	ごみ排出原単位	795ｇ	738ｇ	730ｇ
再生利用	リサイクル率	22.8%	25.2%	25.6%
最終処分	最終処分量	612ｔ	520ｔ	507ｔ

２．生活排水処理の目標

生活排水処理に関しては、生活排水処理率について計画目標年度（令和９年度）：89.5%を目指します。

令和８年度の計画数値目標は下記のとおりとします。

	平成 28 年度	令和 8 年度	計画目標年度 令和 9 年度
生活排水処理率	61.6%	88.9%	89.5%

４．令和８年度の取り組み

１．ごみ処理の目標達成に向けた主な施策

（１）３Ｒの推進

生ごみ減量化の推進

家庭から出る「燃やすごみ」のうち、約 36%を占める（令和４年度のごみ組成調査結果より）生ごみの減量を推進します。市民に対し、生ごみの発生を少なくする生活スタイルへ変えていくよう広報・啓発に努めます。また、引き続き市民が生ごみ堆肥化容器等を購入する際に、購入費用の一部補助を行います。

食品ロス削減の推進

市民に対しては、「買い過ぎない」「使いきる」「食べきる」など、家庭でできる具体的な食品ロス削減の取組について、市広報・ホームページにて周知を図ります。また、飲食店

に対しては、小盛メニューの検討や「3010 運動」の呼びかけなど、食品ロス削減への協力依頼を行います。

資源ごみ分別徹底の推進

資源ごみの分別徹底を啓発し、市民意識の向上を図ります。汚れている缶・びん類は洗浄し、資源ごみとして分別することへの協力を求めます。

また、令和７年 12 月 15 日から、一定の要件（一辺 30㎝ 未満かつ厚さ３㎜ 未満）を満たす製品プラスチックの分別収集を開始しました。これについて継続的に周知・啓発を行うことで定着を図り、プラスチック製品の資源循環を一層促進します。

なお、使用済小型家電については、引き続き市役所及び支所に回収ボックスを設置し回収を行います。

事業者へのごみ減量化の推進・啓発

事業系ごみの処理責任は、原則として事業者にあります。岡山県が作成するリーフレット等も活用して、ごみ減量化の推進及び啓発を行います。

資源化対象品目の拡大検討

燃やさないごみとして排出されているごみの中で、資源化が見込まれる品目を検討し、資源化に係るコストとのバランスを考慮した上で、できる限り資源化品目を拡大することにより、最終処分量の減量を図ります。

（２） 環境教育の推進

地域における環境教育の推進

子どもエコ体験教室、施設見学会、出前講座などの取組を継続し、積極的に実施します。

（３） 適正処理の推進

事業系一般廃棄物の適正処理についての周知

井笠広域里庄清掃工場へ搬入される事業系一般廃棄物の適正搬入について、不適切物が搬入されないよう周知を図ります。

水銀使用廃製品の拠点回収

水銀含有物の適正処理やごみの資源化のため、引き続き本庁及び各支所に水銀使用廃製品の回収場所を設け、家庭からでる蛍光管、電池、体温計などの拠点回収を実施します。

小型充電式電池の拠点回収

小型充電式電池には希少な資源が含まれており、資源有効利用促進法で製造メーカーに回収・資源化が義務付けられています。また、強い衝撃が加わることで発火する恐れがあり、ごみ収集車や処理施設の火災に繋がりかねません。

このため、本庁及び各支所に小型充電式電池の回収場所を設け、家庭からでるニカド電池・ニッケル電池・リチウムイオン電池の拠点回収を実施します。

２．生活排水処理の目標達成に向けた施策

（１）水に優しい家庭生活の推進

公共用水域の環境保全と併せて生活排水対策の必要性や重要性、家庭でも実践可能な水質汚濁物質排出抑制の取組などの情報を市広報やホームページなどで広く市民に提供します。また、学校や地域での環境学習の場においても、水に優しい家庭生活について啓発を図ることとします。

（２） 公共下水道への接続・合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道の整備が完了している地域においては、できるだけ早期に接続するよう市民に呼びかけを行います。また、それ以外の地域ではくみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、単独処理浄化槽を設置している方に対しては合併処理浄化槽へ切り替えるよう呼びかけます。

（３）浄化槽の適正管理の推進

浄化槽の処理機能が安定して維持されるためには適正な管理が不可欠です。

市民に対しては浄化槽の適正な保守点検や清掃について周知を図ります。また、保守点検や清掃を請け負う許可業者に対しては浄化槽の適正な管理について指導を行うとともに、市民への適正な浄化槽の取り扱いについての周知に協力してもらうよう要請します。

5．収集・運搬計画

1．収集区域の範囲

本市行政区域の全域。

2．生活系ごみの収集運搬体制

生活系ごみの収集運搬は、引き続き全て委託業者による収集運搬とします。

収集運搬体制については今後も現状の体制を継続します。

ごみ分別区分ごとの収集頻度等（生活系ごみ）

ごみ分別区分	収集頻度			曜日等			収集運搬形態
	井原	芳井	美星	井原	芳井	美星	
燃やすごみ	1～2回/週	1～2回/週	1～2回/週	月・木	月・木	火・金	委託
				火・金	木	火	
				火		金	
				木			
燃やさないごみ	1回/月	1回/月	1回/月	第２月	第１水	第１月	
				第２水	第３水	第２月	
				第２金			
資源ごみ ・缶 ・びん	1～4回/月	1～2回/月	1回/月	第１・３・４・５月	第２・４水	第１月	
				第１・３・４・５水			
				第１・３・４・５金			
				第１月	第２水	第２月	
				第１水			
資源ごみ ・ペットボトル ・プラ製容器包装 ・製品プラスチック	1～4回/月	1～2回/月	2回/月	缶・びんと同様	缶・びんと同様	第１・３月	
						第２・４月	
粗大ごみ				申込制戸別収集			

3．し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

許可業者による収集運搬を行うものとします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

	し　　尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（３社）	許可業者（３社）
収集運搬車両	バキューム車 30 台	バキューム車 30 台

6．中間処理計画

1．ごみの中間処理体制

燃やすごみ及び可燃性の粗大ごみについては、岡山県西部衛生施設組合の井笠広域里庄清掃工場において焼却処理を行います。資源ごみについては、民間施設である井原リサイクルセンター及び岡山県西部衛生施設組合の井笠広域資源化センター（リサイクルプラザ）にて選別処理します。不燃ごみ及び不燃性の粗大ごみについては、民間施設である井原リサイクルセンター及び岡山県西部衛生施設組合の井笠広域資源化センター（粗大ごみ施設）において、破砕・選別処理を行います。

中間処理施設と処理対象ごみ及び処理方法

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">処理施設</th><th colspan="2">処理方法</th></tr>
<tr><th>井原・芳井地域</th><th>美星地域</th><th>井原・芳井地域</th><th>美星地域</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td colspan="2">井笠広域里庄清掃工場</td><td colspan="2">焼却処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>井原リサイクルセンター</td><td>井笠広域資源化センター
（粗大ごみ処理施設）</td><td>選別・資源化</td><td>破砕処理後に
可燃物、不燃物、
資源物に分類</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資源ごみ</td><td>びん類</td><td rowspan="4">井原リサイクルセンター</td><td rowspan="2">井笠広域資源化センター
（リサイクルプラザ）</td><td rowspan="4">選別・資源化</td><td rowspan="4">選別・資源化</td></tr>
<tr><td>プラ製容器包装
製品プラスチック</td></tr>
<tr><td>缶類</td><td rowspan="2">民間事業者</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">粗大ごみ</td><td>可燃性</td><td colspan="2">井笠広域里庄清掃工場</td><td colspan="2">焼却処理</td></tr>
<tr><td>不燃性</td><td colspan="2">井原リサイクルセンター
井笠広域資源化センター
（粗大ごみ処理施設）</td><td colspan="2">選別・資源化
破砕処理後に可燃物、不燃物、
資源物に分類</td></tr>
</table>

２．し尿及び浄化槽汚泥の中間処理計画

中間処理を行う施設は現状を維持し、岡山県西部衛生施設組合の井笠広域クリーンセンターにて行うものとします。また、中間処理を行う対象は、本市管内で排出され収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥とします。

なお、井笠広域クリーンセンターでは処理工程で発生する汚泥は全量資源化しているため、最終処分は行われていません。

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設概要

施設名称	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター
所 在 地	笠岡市平成町 100 番地
処理方式	標準脱窒素法（デニパック・プロセス）
処理能力	210 kL/日
竣　　工	昭和 63 年３月

７．最終処分計画

１．ごみの最終処分体制

最終処分体制については、不燃ごみのうち直接埋め立てするものは本市が所有する井原市一般廃棄物埋立処分場で最終処分します。岡山県西部衛生施設組合の中間処理施設で発生した焼却残渣及び中間処理・選別後の処理残渣等の最終処分は、岡山県西部衛生施設組合が整備した井笠広域一般廃棄物埋立処分場で最終処分します。